

市街化調整区域内は 建築制限があります

～建物を建てる際は事前にご相談ください～

盛岡広域都市計画区域（矢巾町、盛岡市、滝沢市）では、区域内を市街化区域（優先的に市街地として整備すべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）に区分しています。

このうち、市街化調整区域では計画的な都市づくりや自然環境保護の観点から、開発行為や建物を建てることを制限しています（市街化区域で立地することが困難なものや、市街化調整区域内に必要なもので都市計画法で認められているものを除く）。そのため、開発行為や建築物の新築、改築、用途の変更をする場合は、県の許可が必要ですので、事前にご相談ください。

なお、市街化調整区域に区分される前（昭和45年10月1日より前、場所によっては昭和59年11月16日より前）から存在する建築物や、開発許可などの手続きを経て建築したものを建て替える場合には、一定の制限がありますが許可不要となる場合がありますので、あわせてお問い合わせください。

●問い合わせ 役場道路都市課都市計画係（☎611-2622）

スマートインターチェンジは ゲート前で一旦停止!

矢巾パーキングエリアから東北自動車道に乗り降り可能な「矢巾スマートインターチェンジ（矢巾S I C）」の利用が近づいてきました。



イメージ図

町では矢巾S I Cの安全利用のため、皆さんに2つのお願いがあります。

お願い1 ゲート前では一旦停止

矢巾S I Cは、紫波や盛岡南インターに設置している時速30km以下で通過するノンストップ型通常I Cと異なり、ゲートの前で必ず一旦停止が必要です。

お願い2 目的地を確認

東京方面（上り）は県道不動盛岡線側から、青森方面（下り）は町道堤川目線側からとなりますので、目的地を確認し、正しいゲートの利用をお願いします。高速道路は一方通行ですので、くれぐれも逆走などしないでください。

●問い合わせ 役場道路都市課地域整備係（☎611-2632）

予防接種の受け忘れありませんか？

3月1日(木)から7日(水)までは「子ども予防接種週間」です。お子さんの予防接種で受け忘れが起こらないように母子健康手帳などで接種歴の確認をお勧めします。

右表の対象者で各予防接種を希望する方は、平成30年3月31日(土)までに受けましょう。

対象となる方には、以前に案内を送付しておりますので、ご確認ください。

●問い合わせ 役場健康長寿課健康づくり係（☎611-2825）

【定期予防接種】

予防接種の種類	対象者	
麻しん風しん第2期	平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方	
ジフテリア・破傷風第2期	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方	
高齢者用肺炎球菌 ※初めて受ける方が対象	65歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
	70歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
	75歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
	80歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
	85歳となる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
	90歳となる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
	95歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
100歳となる方	大正6年4月2日生～大正7年4月1日生	

【任意予防接種】

予防接種の種類	対象者
おたふくかぜ	生後24月以上であっても就学前の方（平成23年4月2日以降に生まれた方）※初めて受ける方が対象

矢巾農業振興地域整備計画を見直します

農振除外の手続きは 5月31日まで

町では、豊かな自然環境を守りながら農村の維持・発展を目指すため、「矢巾農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しをしています。平成30年度は計画の見直し時期に当たることから、ここでは計画で定める農用地区域のからの除外（農振除外）手続きについてお知らせします。

農振計画のあらまし

農業振興地域整備計画（農振計画）は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が策定する計画です。

この計画は、町内で農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにして、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。町ではおおむね10年間を見通して計画を策定しています。

農振除外とは？

農振計画では、農業振興地域内に農業に利用するための区域を定めており、これを「農用地区域」といいます。

農用地区域では、優良農地の保全

のため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うことから、農業以外の目的で利用することを厳しく制限しています。このため、農用地区域内の土地を農地以外に変更するときは、農地転用許可申請の前に、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

この「農用地からの除外」のことを、一般的に「農振除外」と呼んでいます。

農振除外できる土地

次の要件をすべて満たす場合に限り、農振除外をすることができます。

①その土地（農振除外を申請する土地）以外に代替となる土地がないこと。また、必要最小限の面積で

あること。

②農用地の集団化や作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと。

③担い手となる農業経営者の農地利用集積に支障が生じないこと。

④土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと。

⑤土地改良事業などを行った地区内では、事業完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること。

⑥農振除外の目的実現が確実であること（農地転用などの許可が確実であること）。

農振除外の手続き

農振除外の手続きは、役場産業振興課の窓口で受け付けます。受付期間と提出書類は次のとおりです。

●受付期間 3月5日(月)～5月31日(木) 提出書類

①農用地利用計画変更申出書

②位置図（申請地の位置や付近の状況が分かる地図）

③公図（写し可）

④土地の登記記録全部事項証明書（写し可）

⑤申請地の現況写真

⑥事業計画の概要が確認できる設計書、配置図など

なお、申請しても農振除外が認め

られない場合があります。手続きをする前に、必ず役場産業振興課にご相談ください。

今後5年間は 農振除外できません

受付期間を経過した場合、原則として5年間は農振除外ができません。今後5年以内に農地転用の予定がある方は、受付期間内にご相談の上手続きを行ってください。

農振除外に関する問い合わせ
役場産業振興課農林係

☎6111-2612

